

## ●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香川県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年6月28日

香川県監査委員 三谷 和夫  
同 大西 均  
同 高田 良徳  
同 新田 耕造

1 監査対象年度 平成29年度

2 措置の状況

| 団体名                      | 監査の結果  | 措置の状況   |
|--------------------------|--------|---|
| 公益財団法人香川県百年記念香川県文化芸術振興財団 | 指導注意事項 | かがわ文化芸術祭実行委員会及びさぬき映画祭実行委員会は、財団の代表理事が委嘱した委員で構成する組織であることから、その運営に係る経費は直接執行する必要がある。 |
|                          |        | 預り金の一部について、貸借対照表への計上漏れがあった。   |
| 学校法人藤井学園                 | 指導注意事項 | 補助金収入の帰属年度及び未収入金の額において、決算関係書類の計数が正確でなかった。                                       |
| 学校法人香川県百華学園              | 指導注意事項 | 補助金収入の帰属年度及び未収入金の額において、決算関係書類の計数が正確でなかった。                                       |
|                          |        | 現金の出納について、出納担当者は、経理規程に従い、現金の手許残高を現金出納帳の残高と照合する必要がある。                            |
| 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団  | 指導注意事項 | 福祉センターにおける現金受領時の領収書の様式や個人利用券の取扱方法について見直す必要がある。                                  |
|                          |        | たまも園における未収金の管理に関する規程を整備し、未収金の回収に取り組む必要がある。                                      |
|                          |        | たまも園における現金出納帳   |
|                          |        | 平成30年12月1日以降、現金出  |

|                  |        |  |   |
|------------------|--------|--|---|
|                  |        | について、経理規程に従い、出納職員は、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告する必要がある。   | 納帳については、毎日、現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告している。  |
| 社会福祉法人香川県社会福祉事業団 | 指導注意事項 | 県から支払われた指定管理に係る委託料を委託業務に關係するサービス区分ではなく本部の収益に計上していた。  | 本部の収益に計上していた指定管理に係る委託料については、平成31年3月26日開催の理事会において、本部の収益から削除し、委託業務に關係するサービス区分の収益に適正に計上した。 |
| 社会福祉法人香川県社会福祉協議会 | 指導注意事項 | 前回の監査で指導したにもかかわらず、生活困窮就労支援事業補助金について、交付要綱に定める書類を実績報告書に添付していなかった。  | 交付要綱で定める書類である決算見込書を必ず実績報告書に添付することを職員に周知徹底した。  |
| 公益財団法人かがわ産業支援財団  | 指導注意事項 | 自主検査実施要領に基づく自主検査が実施されていなかった。   | 平成30年12月5日に自主検査を実施した。今後とも自主検査実施要領に基づき、自主検査を適正に実施する。                                     |
| わがかがわ観光推進協議会     | 指導注意事項 | 平成29年度分の決算額に、平成30年6月の支出が含まれていた。  | 今後はこのようなことがないよう、適正な会計事務処理を徹底するよう職員に周知した。  |
|                  |        | 予定価格が50万円を超える契約については、会計規程に基づき3者以上での見積合わせを行う必要があるが、複数の者に見積書の作成を依頼したもの見積書は1者しか提出がなかつたとして、当該1者と契約を締結していた。 | 今後は、会計規程に基づく適正な会計事務処理を徹底するよう職員に周知した。  |
| 公益社団法人香川県観光協会    | 指導注意事項 | 県の補助金で実施する事業で、申請時から実施内容が変更になったものについて、交付要綱に定める計画変更の手続がされていなかったものがあった。                                   | 県の補助金で実施する事業については、交付要綱に基づき適正な手続きを行うよう職員に周知徹底した。   |
|                  |        | 物品の購入について、品物別に発注することにより競争性が損なわれているものがあった。  | 同時期に複数の物品を購入する場合は、一括発注するよう、職員に周知徹底した。   |
| 五栄海陸興            | 指導注意事項 | 自動販売機の増設について、  | 直ちに、都市公園法第5条の設  |

|               |        |   |  |
|---------------|--------|---|--|
| 業株式会社         |        | 都市公園法第5条の許可を受けていなかった。                       | 置許可申請手続きを行い、占用料を納付した。  |
| 公益社団法人香川青果物協会 | 指導注意事項 | 出向者に係る報酬の負担金額について、出向元と合意した金額より少ない金額を支出していた。 | 指摘のあった金額の誤りについては、出向元に確認し、不足額を支払った。<br>今後は、請求書の算定根拠を十分確認し、誤った支出がないよう改善する。 |